

築上町告示第88号

平成26年第2回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

平成26年11月4日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成26年11月14日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

| | |
|--------|--------|
| 工藤 政由君 | 小林 和政君 |
| 宮下 久雄君 | 西畑イツミ君 |
| 西口 周治君 | 塩田 昌生君 |
| 丸山 年弘君 | 吉元 成一君 |
| 武道 修司君 | 塩田 文男君 |
| 工藤 久司君 | 中島 英夫君 |
| 田原 宗憲君 | 信田 博見君 |
| 田村 兼光君 | |

○応招しなかった議員

平成26年 第2回 築上町議会臨時会会議録 (第1日)

平成26年11月14日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

平成26年11月14日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
 - ・提出された案件等の報告
 - ②町長の報告
 - ・報告第7号 築上町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について
- 日程第4 議案第83号 平成26年度築上町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第5 議案第84号 物品売買契約の締結について
- 日程第6 議案第85号 物品売買契約の締結について
- 日程第7 議案第86号 物品売買契約の締結について
- 日程第8 議案第87号 工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第88号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第89号 工事請負契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
 - ・提出された案件等の報告
 - ②町長の報告
 - ・報告第7号 築上町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について
- 日程第4 議案第83号 平成26年度築上町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第5 議案第84号 物品売買契約の締結について
- 日程第6 議案第85号 物品売買契約の締結について

日程第7 議案第86号 物品売買契約の締結について

日程第8 議案第87号 工事請負契約の締結について

日程第9 議案第88号 工事請負契約の締結について

日程第10 議案第89号 工事請負契約の締結について

出席議員（14名）

| | |
|------------|------------|
| 2番 小林 和政君 | 3番 宮下 久雄君 |
| 4番 西畑イツミ君 | 5番 西口 周治君 |
| 6番 塩田 昌生君 | 8番 丸山 年弘君 |
| 9番 吉元 成一君 | 10番 武道 修司君 |
| 11番 塩田 文男君 | 12番 工藤 久司君 |
| 13番 中島 英夫君 | 14番 田原 宗憲君 |
| 15番 信田 博見君 | 16番 田村 兼光君 |

欠席議員（1名）

1番 工藤 政由君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 総務係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------|--------|--------|--------|
| 町長 | 新川 久三君 | 副町長 | 八野 紘海君 |
| 教育長 | 進 俊郎君 | | |
| 会計管理者兼会計課長 | | | 麦田 厚子君 |
| 総務課長 | 則行 一松君 | 財政課長 | 八野 繁博君 |
| 住民課長 | 加藤 秀隆君 | 福祉課長 | 平塚 晴夫君 |
| 産業課長 | 田村 啓二君 | 建設課長 | 平尾 達弥君 |
| 環境課長 | 進 信博君 | 学校教育課長 | 繁永 和博君 |

午前10時00分開会

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定数に達していますので、平成26年第2回築上町議会臨時会を開会します。

新川町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆様には、臨時議会を招集いたしましたところ出席を賜りまして大変ありがとうございます。

そしてまた、季節も11月の中旬ということで、きのうから寒波が、だいぶきておるようでございますし、本地方も気温は、だいぶ下ってまいりました。

行政報告ということでございますけれど、9月議会以来余りございませんけれども、私ごとでございますけれども、天皇陛下のほうから園遊会のほうに御招待を受けまして出席をしてまいりました。それとまた、私も9月議会開催以降、ちょっと体のほう、一応、修繕と申しますか、ちょっと血管の中に腹部大動脈瘤というのがだんだん成長しておるということで、これを抑えるための処置をしまいたところでございます。

そしてまた、いろんな形でイベント等が開かれておりますけれども、皆様方には御参加をいただき大変ありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。

そして、今議会、提案をさしていただいておりますけれども、新型インフルエンザ等の対策行動計画ができましたので、これを提案をさしていただいております。

それから後、一般会計の補正予算。それで後、契約案件が多々ございますので、早く契約しないと年度末までに間に合わない事案が多いということで、急遽、臨時議会を開催させていただいたところでございます。

本議会、1日限りという議運ではなっておりますけれど、そういう形の中で、よろしく御審議をしていただきながら、そしてまた、事前にもだいぶ説明をさせていただいたところでございますので、御理解の程いただいているものとお察し申し上げるところでございます。どうか、よろしくお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） 報告を終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（田村 兼光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、15番、信田博見議員、1番、工藤政由議員。（発言する者あり）工藤議員が欠席でございますので、2番、小林和政議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。委員長、信田委員長。

○議会運営委員長（信田 博見君） 議会運営委員会の報告をいたします。

11月10日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。会期は、本日11月14日、1日限りとし、委員会付託を省略し、本日即決とすることが適当だと決定いたしましたので御報告いたします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 報告が終わりました。

お諮りします。本臨時会の会期は委員長報告のとおり、本日、11月14日、1日限りと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日、11月14日、1日限りと決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（田村 兼光君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日、提案されています議案は、お手元に配付してありますように議案第83号外6件です。ほかに報告事項は、お手元に配付のとおり、専決処分の報告でございます。専決処分の報告は、町長の専決処分事項の規定に関する条例に基づくもので、法律上その義務に属する損害賠償で、1件の金額が100万円以下の賠償額の決定に伴う専決処分です。

次に、町長から報告があります。

報告第7号築上町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について、報告をしていただきます。

職員の朗読について、則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 報告7号築上町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号第8条第6項）の規定により、築上町新型インフルエンザ等対策行動計画を作成したので報告する。平成26年11月14日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ただいま朗読しましたけども、報告第7号ということで、築上町新型イ

ンフルエンザ等対策行動計画の報告でございます。

本報告は、平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づきまして、本町も築上町新型インフルエンザ等対策行動計画を作成したものでございます。

8条の項目には、築上町で定めるべき事柄が8条の2項に5項目ほど掲載をされておるところでございます。当該市町村の区域にかかる新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項。

2項目が、市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項。その中には三つございます。新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供。もう一つが、住民に対する予防接種の実施。その他の新型インフルエンザ等の蔓延の防止に関する措置。三つ目が、生活環境の保全、その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置。

大きく3番目が、新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項。

大きい4番目で、新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体、その他の関係機関との連携に関する事項。

5番目が、その他ということで、特に町長が必要と認めた事項は、これをまた定めるということで、今回は、この5番目の項目はございません。

そして、作成に当たりましては、福岡県と綿密な協議を行いまして、福岡県の新型インフルエンザの行動計画を準用しながら、今回、作成をしたところでございます。

そして、8条の6項には、作成したときは速やかに議会に報告するとともに、公表をしなければならないということで、ちょうど9月末にこの行動計画はでき上がりましたんで、速やかにとということで本議会で報告をさしていただいております。

以上で報告を終わらせていただきます。

日程第4 議案第83号

○議長（田村 兼光君） これより議事に入ります。

お諮りします。本日の臨時会に提案されています日程第4、議案第83号平成26年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてから日程第10、議案第89号工事請負契約の締結についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号から議案第89号までは、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第4、議案第83号平成26年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし

ます。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 議案第83号平成26年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度築上町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。平成26年11月14日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第83号は、平成26年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額101億7,040万に6,430万を追加いたしまして、102億3,470万と定めるものでございます。

歳出の主なものは、農業用施設災害復旧事業、これが、ため池2カ所、頭首工1カ所ということで、ため池につきましては伝法寺の正光寺池、それから下香楽のオトコ池ということで、先の大雨で堤防が侵食がされている。被害があつておるといふことで、これを災害復旧の査定に出したら通つたということなんです。

もう一つは、受益が下深野の龍源川頭首工ということで、これも災害にあつたということ、申請をしたところオーケーということになりましたんで合わせて、3,787万7,000円を計上させていただいております。

それから、教育費でございますけれども、築城中学校の改築工事基本設計業務委託費ということで2,550万円。これは、2回ほど提案させていただきましたが、なかなか皆さん方の理解が得られなかつたということで、再度、もう1回理解を得ようということ、提案をさせていただいております。

それから、もう1件は、ずっと以前から、いわゆる個人事業者に対する町の請け負いと申しますか、町が委託したり、それから個人業者に請け負ひしたときは、町が税金を差し引いて本人に渡さなきゃならんのをそのままそっくり、これはもう、全国的に同じ状況ではございますけど、その状況の中で、税務署のほうで調査に入りまして、これは、所得税法では引くことになっておるといふようなことで、本人は3月の確定申告をしておるわけでございますけれども、町のほうは引いてなかつたといふようなことで、5年間に限り、これはもう時効の関係がありますんで、その関係で一旦町のほうで納めてくれと。そして、納めた形をといふことで、本税はそれぞれの該当者から町のほうに、一旦いただいて納めます。そして、それに付随する延滞金、不納付加算税といふことで、合計では92万3,000円でございますが、これは、個人に払わせるべきもんじゃなからうといふことで、町のほうで予算化して払わなければいけないだろうといふようなことで、今回、予算化さしいていただいております。

そういうことで、本3件を本臨時会の一般会計補正予算（第3号）でお願いしておるところでございます。よろしく御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 先日、今、議案の説明ということで委員会の中で、詳しく説明をしていただきましたんで、その中で、質問というか、執行部側というか、教育委員会のほうからの回答であった中の意見というか、話をこの議場で、再度確認をさしてもらいたいなというふうに思いますんで、質問させていただきます。

新聞記事にも載りましたが、教育委員会というか教育長の私案というふうに、新聞には載ってたんですが、教育委員会として将来的に小中一貫校で5・4制を目指すということで、先日の委員会の中にも、はっきりとそれを明言されたわけなんですけど、そういうふうな方向で間違いがないかどうかの確認を、教育長にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 教育長です。

6・3制から5・4制への移行ということ、転換期に、今、きておりますので、教育長としては5・4制が望ましいと考えております。先ほど出てましたように、教育委員会の場で、教育長としての考えを示し、理解を得ておりますが、十分なる議論、話し合いはまだこれからですけども、5・4制への移行ということに、今、きております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 今、5・4制の方向でということで、先日もそういうふうな方向でお話をさせていただきました。それを踏まえて、今回、町長にお聞きします。

5・4制を進めた場合、小学校6年生を中学校のほうにもっていくということで、中学校のほうに、その6年生をもっていく場合、特に、今、人数の少ない学校、はっきり言うと小原小学校になると思うんですが、6年生が中学校に入った場合、10人を切る。町長が、前々から言われてる10人を切った場合は、廃校ないし統合にというふうなことの方向に該当するんではないかなと。

先日も町長にお聞きしたところ、その場合はそういうような方向にもっていくということを言われてましたが、再度、ここで、それに間違いはないかを確認をしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 大きく国の中教審が、今、そういう方向性になっております。5・4制、もしくは6・3・2という形でなっております。6・3もいいということになっておりますけれ

ども、（発言する者あり）ああ、4・3・2か、失礼しました。4・3・2ですね。そういう形で、これが、来年の国会に提案されるというふうな話も、こっちの情報では聞いておるところでございます。

そういう形の中で、全体的、また本町も、それを今から加味した形で検討していかざるを得ないという形になれば、当然、私は5・4制なり、そういう学生改革を踏み切ったときに、10人未満になれば、これはあくまでも、各委員会でも申しましたけれども、地域との合意を得ながら、そういう方向性に進めていくというふうなことでございますんで、しゃにむにということではなく、地域の皆さんに理解を得ながらやっていくということを申し添えて、そういう方向性は極力推進をしていくということでお答えをします。

○議長（田村 兼光君） ほかに。西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 教育長が、今、5・4制ということを出したわけなんですけれども、私も最初から、6月議会のときから教育委員会としての方向性を出してくれということでも申しておりました。そして、最後に出てきたのがこの築城中学校校区と椎田中学校校区での、築上町小中一貫連携教育の推進についてというだけで、教育方針が全然見えてなかったというふうなところがありましたけれども、教育長の心意気。今、後ろにも委員長さんも来られておりますので、皆さんが、そういうふうに足並みをそろえた中での教育推進をやっていただきたいと。

そして、私が一番最初に聞いたのは、建物を建てるのが執行部であり、それを管理、運営、うまく生かしていくのが教育委員会の役割であろうということ申し添えたら、そのとおりですと答えていただきました。だから、当然ながら、中学校をつくるときには、教育委員会の意向というものは、すごく入るべきだと、私は思っております。

それで、どういうふうにするのかというのを、今までずっと論議を重ねたわけです。方向性が見えないまま進んでいこうと。今までの6・3制のまま進んでいこうと。古い小さい中学校でいいまま進んでいこうと。じゃあ、もうそれでいいやと。私も心を決めて、もうつくるなら小さい、思っきり小さい学校にしてくれと。単費を使わんようにしてくれと。考え方がなかったら、そういうふうに思います。

でも、町長も同じように、つくるなら単費を使わず、入ってきた子供たちが、要は、最終的には自分たちが税金で学校のお金を返すわけなんですから。その辺をよく踏まえて、いやこれは単費でつくるからいいよとか、一般質問の中でも答えておったようですけれども、この前の委員会でもそうで、その辺の考え方は国のお金、補助金等を多々使えるような方向性でやっていくのかどうかを確認したいと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、そういう方針。国の法律が、いわゆる5・4制なり、ちゃ

んとすれば当然、申請すれば、5・4制の教室をつくるという形になれば、それは、当然なると思うんで国のほうに変更でもお願いしながら、国の国庫をもらっていくと。当分は、一応、計画の中では、そういう方向性も視野に入れながら、基本計画をやっていくというふうなことで御理解をしていただければいいのではなかろうかなと思います。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 最後にもう一度なんですけど、基本計画というのは大体もう本計画に沿うんですね。その上で、みんなが心配しているのがその辺なんです。いらん金、豪華けんらん校舎とかをつくる必要性は、全くないと思います。理にかなったいい学校。ものすごく運用のしやすい学校。我々も他の学校等、小中一貫校とかを見てまいりましたけれども、確かに、理にかなったような学校づくり、校舎づくりをつくっております。

そういうふうな基本計画の中で、まず、それができてないといけないので、常時開示していただきたい。それはどうでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本計画できれば、当然、皆さんに見ていただきながら、どうせ本設計、またやって、予算化していかなければいけないんで、当然、議員の皆さんにも、ある程度でき上がったら開示をして。それから、一般にも、私は見して結構だと思っております。

○議長（田村 兼光君） ほかにありませんか。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 私が一番最初に聞くべきだったと思うんですが、なぜ、この中学校のこの予算を12月議会ではなく、今回の臨時議会に提案されたのか、その理由をまずお聞きしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この問題、一刻も予算の確保の問題もございまして、早く基本設計をして、来年の予算要求に間に合うようにという形になれば、早くしなければ間に合わないという、これが一番の理由でございまして。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 来年の予算取りをするのであれば、2週間後には12月議会が開会されるはずでしょう。それで十分間に合うと思うんですけど、今の町長の説明では、なかなか理解できないんですが、なぜ、2週間延ばされなかったのか。3月に間に合うようにするのであれば、12月議会でも十分間に合ったと思うんですが、再度お答えください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には早く、町民の皆さんも心配しておるということもございまして、いろんな諸条件ございまして。そこで、私は臨時議会提案、災害復旧の関係もございまして、

請負案件もございます。そうすれば懸案事項は、これは議会に提案すべきだというふうなことで、提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） わかりました。3回までですので、これだけ言うとほかの質問ができませんから、ほかの質問に移ります。

町民が心配してると言われてますが、きちっとした議論をすべきなんで、中途半端な議論でこれを認めていくちゅうのは、町民のためになりませんと、私は思っております。

先ほども、西口議員が言われましたが、基本設計費がここの中に含まれて、2,550万円の中に含まれております。基本設計ができ上がったら、要望を取り入れて変更ができるかどうか、再度確認させていただきます。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一人の要望では、なかなか無理と思うんですけど、皆さんが理にかなった要望であれば、それは当然いいのではなかろうかと思えますけれども、一人だけがここをこうしてくれと、それはどうかなと思えますけれども、全体的に、皆さんがこうしたほうがよかろうという形になれば、それはそれで実施設計のときに注文をつけてやっていくという方法はありましようけれど、そこんところは、一応、皆さん方の話を聞いてからのことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 教育長にお尋ねします。

きょうまで、合併、若しくは小中一貫、いろんな委員会でも築城中学校が建てかえという形になっていく中で、先取りしたすばらしいものをつくろうということで提案してますが、ようやく幾らかは前進してきているのかなというところですが、5・4制が望ましいというのは理解をします。教育長の話の中ではですね。

しかし、これが来年制度化、若しくはこういう形になっていこうというときに、一体型もあれば4・3・2もある。5・4制もあるという形の中で、そこだけ望ましいという、あなたが勝手に、いつもそこだけ委員会の中で、こうぽって言うてしまうんですけども、そういった何が一番望ましいのかというところを協議、議論しようということなんで、そういったところを、望ましいという言葉はわかりましたけども、4・3・2とか一体とか5・4という、この三つの選択肢が自治体にこれから出てくるわけです。

そういったところを、みんなで協議しながらやっていく気持ちはあるのか、そこだけ明確にお答えをお願いします。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 教育長です。

今、明確に答えますけども、築上町の小中学校の実情から言いますと、施設分離型の小中一貫連携教育は、望ましいと考えております。教育委員会の場でも、先ほど申しましたように、まだまだ十分なる審議はしてませんけども、教育長である私の立場の考え方として理解していただいて、5・4制に向けて、今、これからまた煮詰めて話し合いをしていこうと思っております。

よって、小中連携による施設分離型の取り組みを椎田中、築城中の2校体制でもって、小中間協議を進めていこうと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 今、教育長言われたように十分な審議できてないので5・4制を進めるとか、そういう適当じゃなくて、住民に一体とは何か、4・3・2とは何か、5・4とは何か、また、子供を持つ父兄、また、住民にもちゃんと、私たち議会にもそういう説明、いい点、悪い点お互いさまさまある。そういったところをちゃんと協議していくんだというものか、不十分な協議のまま5・4制を求めるのか、どちらですか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 教育長です。

もちろん十分な審議した上で、町民なり皆様に示していくのが当然だと思います。

よって、先ほども出てましたように、今、11月でもって中教審で、今度は、6・3制の見直しの転換ということで、大きく、今動いております。よって、これが、国会に提案になるのが来年です。来年で、それぞれ6・3制の転換で4・3・2制になるのか、5・4制になるのかそういう動きで、今、動いております。そのことも十分踏まえて、こらからがほんとの勝負だと思っております。よって、方向はしっかり5・4制で動くということを示していきたいと思っておりますし、十分なる中身については、まだまだこれからだと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） もう最後ですけども、今まで、これ6月に通ったらあなたたちがやってないんですよ。だから、今まで2回否決されてきて、やっと動き出したと思うんです。それを決めつけないでほしいと言うんです。審議をして、協議を重ねてやるんだと。だから、まだ不十分な審議で、まだ決定もしてない。ただ、僕だけが先取り、要するに建てかえについて先取りやるべきじゃないかという協議をやろうと言ったことは1回もない。この前の委員会が初めてです。

だから、そういう4・3・2とか5・4とか一体型とか、また、統合とかいう話を含めてやろうと言ったんで、今からやろうと、やっとあなたたちの腰が上がったのを認めてきているところですよ。だから、5・4でいくんだと言う。あなた、どこで決まったかわかんないですけど、それをみんなで協議してやるのか、やらないのかということ聞きよるんです。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） はっきりとは覚えてませんが、多分6月議会で、6月議会で、私のほうが5・4制が望ましいということ。そして、また、築上町は小中一体型ではなくって、小中分離型の施設の分離型のほうが望ましいということは答えて言っておるんじゃないかと思えます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 今回3回目ということで、毎回、同じような話になるかと思いますが、再度、反対討論という形でさせていただきたいと思えます。

大きく三つの理由があります。まず、一つ目、教育委員会が言われているきめ細かな教育が統合するとできない。別々じゃないと、きめ細かな教育ができないというふうによく言われています。そのどこに根拠があるのかという部分で、私も、いろいろと考えてみました。が、しかし、現実、いろんな学校の先生、高校も含めて先生たちにお聞きすると、きめ細かな教育ができるのは、大体5クラスから6クラスぐらいの数が一番ベストではないかという声が多いです。

なぜかという、先生の数もそれなりにそろそろ。効率性を考えると生徒の数がある程度おったほうが統制をしやすいという部分あるということで声を聞いています。

そういうのは、大まかな話をするとわかりにくいと思えますんで、数字の話をしたいと思えます。例えば、築城中学校。現状、今、数学の先生が1名です。主幹主事という形で1名の先生がいますが、数学の先生が基本1名。一人の先生が3学年、1学年2クラスなんで、6クラスをもっている、いうふうな状況があります。

椎田中学校においては2人。その2人の先生が3学年をもつ。ただ、この同じように主幹教諭が1人いますんで、そこのカバーに当たっているというような形になります。同じように1人の先生が、椎田中学校の場合は1学年3クラスありますんで9クラス、いう形でその2人の先生が、その9クラスをカバーすると。

合併をして統合をしたらどうなるのかというと、4人の先生がつく。これはあくまで統合した場合の見込みですから、はっきりとした数字じゃありませんが、約4人になるだろうと。そうい

うふうにした場合、統合した場合、今、築城中学校、椎田中学校の数からいくと1学年が4クラスになる。1学年が4クラスになった場合、先生の数も4人。学年に1人ずつの先生がつくと。今、学年に1人ずつの先生がついてない。学年に1人の先生がついて、プラスアルファ1名になる。その1名の先生がクラスをもつのは、1学年1人でいけば4クラス。

今、築城中学校の先生と先生の数学を教える流れと、合併した後の流れを考えたときに、先生の負担、効率性、いろんな指導面でいくと、1人の先生が1学年をしっかりとって4クラスで対応するほうが、きめ細かな教育ができるというふうな状況が、数字的にもわかるわけです。

今、数学の話をしました、ほかの科目についてもそういうようなことは、若干というか、全てとは言いませんが、そういうような方向がみえるのではないかと。そういうふうなことを踏まえて、高校等でお聞きしたら、実際、1学年8クラスある高校、1学年が4クラスある高校を、両方をお聞きしたら、効率性を考えると大きい学校のほうがやりやすいこと。ただ、8クラスは多すぎるかなと。5クラスから6クラスが一番ベストだろうというふうな声も、実際、聞いております。

築城中学校、椎田中学校を統合しても4クラスということで、それでも、ほんとにきめ細かな体制ができないのではないかというふうな状況がありますので、今、教育委員会が言われてる統合してきめ細かな教育ができない、統合しないほうがきめ細かな教育ができるというのは、基本的に、私は理解できない点であります。

それと次のもう一点におきましては、よく私が言ってる部活の問題です。部活がチームができないとか、活動がなかなかできない。統合したほうが、そういう点に関してはいいのではないかと。

まして、指導者がいないという状況で、先日、教育長と一緒に椎田中学校に行きましたが、椎田中学校のグラウンドで野球部、サッカー部、陸上部、そこには先生が1人もついていませんでした。体育館に行ってバスケット部、バドミントン部の二つの部活がしてましたが、そこにも先生は、教員はゼロです。ちょっと離れたところにテニス部がありますが、そこも外部コーチの先生ついてたと。結果的に、部活には、先生は誰もついていなかった。

これは、指導者のほうに問題があるのかというふうにイメージ的に思われるかと思いますが、現実的には、先生たちはつける状況にはないということなんです、なかなか。負担がかかり過ぎて、先生たちの日常の業務で手一杯になっているということが、かなりウエイトとして出てきているということで、指導者の体制がとれていない。

これが、統合することによって、私は、しっかりした体制がとれて、そちらのほうがきめ細かな教育、部活の指導もできるのではないかとというふうに思っております。

それと三つ目、これは財政問題です。今ある施設、築上町に数多くのいろんな施設があって、ちょうど老朽化の問題で、全ての施設を見直しをしないといけないという状況が、現状起きてお

ります。古くなったら建てかえるというふうな状況の中で、このまま全ての施設を建てかえるという状況が起きたときは、将来的に町の財政は、かなり悪化する。

そのような中で、その負担を誰にかけるのかというと、現状、その負担がかかってくるのは、この10年、20年の間にその施設をどんどんやりかえていくということになると、結果的に、今の中学生、小学生に、新しい中学校に入る子たちに負担がかかってくる。そういう状況を考えたときに、我々が負の財産を子供たちに残さないという体制をしっかりとつくって、築上町全体の施設をどのような形で、どういうふうな方向で施設をつくっていくのか、どういう体制をとるのかという、その絵をしっかりとつくった上で、建てかえの計画を出すべきではないかというふうに思っております。

負の財産を残さないためにも、しっかりとした形で計画をしてやるという理由で、今回、中学校の設計の予算上がってますが、そういうふうな点が見えていないという点で反対をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。宮下議員。

○議員（3番 宮下 久雄君） 83号議案は、まず第1点が、税の関係でございます。それと、先ほど町長からの説明がありましたが、災害復旧工事予算が計上されております。一刻も早く、災害復旧もなし遂げなくてはならない。そういう予算が入っております、議論的になっております中学校の建てかえの設計費の予算も、これに上がっておりますが、この中学校は老朽化しまして、いつどういう災害が起こるかわからないという中での予算化でございます。

統合の意見も多々ございますが、これは何回も議会にも提案されましたし、いろいろ町当局からも、教育委員会からも説明を受けて、これでいいのではないかと、私は考えております。

ずっと以前から、中学校の2校体制というのは、できるだけ頑張って維持していくべきものだと考えておまして、この議案には賛成をいたします。

○議長（田村 兼光君） ほかに反対意見の方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第83号について採決を行います。

議案第83号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お座りください。起立多数です。よって、議案第83号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5. 議案第84号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、議案第84号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第84号物品売買契約の締結について、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、小型動力ポンプ付軽積載車購入について、次のように物品売買契約を締結するものとする。平成26年11月14日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第84号は、物品売買契約の締結でございますが、これは、消防ポンプ車の購入でございます。この配置の場所は袈裟丸、弓の師、松丸ということで、旧築城町のほうは昭和時代に入れたのが、そのまままだ残っておるといようなことで、早く更新をしなければという計画的に、今、入れる計画を立てております。この順番によって進む。

そして、この契約が福岡県北九州市の小倉北区篠崎1丁目2番33号、愛知ポンプ工業株式会社北九州営業所所長ミヤチカカズノリ氏と仮契約を入札によって、別紙、皆さんのお手元には入札結果表があると思いますけれども、契約金額は3台で1,461万6,720円。これは消費税込みでございますけれども、一応、落札をして仮契約を行っておるところでございます。

よろしく御審議をお願い申し上げたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第84号について採決を行います。

議案第84号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6. 議案第85号

○議長（田村 兼光君） 日程第6、議案第85号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第85号物品売買契約の締結について、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業、築上町鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業資材購入（第1期）について、次のように物品売買契約を締結するものとする。平成26年11月14日提出、築上町長荒川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第85号も、これは物品売買契約の締結でございます。鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業ということで、最近では、鹿害が非常に多くなってきているということ、国、それから県のほうも、これの対策ということで補助金制度ができておるところでございます。

この補助金の第1期の1次決定でいただいたものを、この契約でございますけれども、これは、網を購入して、地元のそれぞれ受益者の皆さんが張るということで、地元施工で、物品を購入して、地元配布をして、地元が施工するというところでございます。

この物品の納入業者が福岡市の東区舞松原1丁目12番5号、福岡帝国金網工業株式会社代表取締役二宮淳と契約をいたしております。契約金額は、1,511万1,930円ということで契約をしておるところでございます。よろしく御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明を終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 地元の方が設置するときに、この業者の方が来て設置してもらえるのかどうかをお尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 田村産業課長。

○産業課長（田村 啓二君） 産業課の田村でございます。

ただいまの質問につきまして、この契約内容といたしましては、各自治会の公民館等に納入まで契約に入っております。具体的な施工につきましては、既に、経験済みの自治体もありますし、初めての自治会がありますので、その点については御質問のように具体的な指導についても協力を仰ぐということになっております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第85号について採決を行います。議案第85号は原案のとおり可決することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7. 議案第86号

○議長（田村 兼光君） 日程第7、議案第86号物品売買契約の締結についてを議題とします。
職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第86号物品売買契約の締結について。鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業、築上町鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業資材購入（第2期）について、次のように物品売買契約を締結するものとする。平成26年11月14日提出、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第86号も前議案と同じ項目でございます。違うのが国の決定が第2次分ということで分かれてきました。これの金額に基づいて、こっちの要望に基づいて、国のほうから予算をいただきました。

一応、入札をいたしまして、福岡市の博多区大博町1番2号、ヒノマル株式会社福岡支店支店長、今福規代志氏と仮契約をしておるところで、契約金額は2,548万5,624円ということで、納入をして地元で施工すると。

施工範囲、申し上げませんでしたけれども、先ほどの85号と同様、寒田から真如寺に至るとこまで、全ての自治会と協議をしながら自治会が欲しいというところに配付をすると、このように言っておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 説明終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第86号について採決を行います。議案第86号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8、議案第87号

○議長（田村 兼光君） 日程第8、議案第87号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第87号工事請負契約の締結について。築城飛行場関連再編関連特別事業、八津田放課後児童クラブ室建築工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。平成26年11月14日提出築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第87号は、工事請負契約の締結でございます。

これは、築城飛行場関連再編関連特別事業と八津田小学校の放課後児童クラブ室建築工事でございます。一応、一般競争入札を行いまして、3社が一応、競争入札の申し出がございましたところ、本町の松山建設株式会社京築支店支店長武石修吾が落札をして契約をしておるところでございます。請負金額は5,724万円でございます。

なお、用地のほうは、これは宇留津自治会のほうから、一応、貸与と受けるというふうなことで契約をしているところでございます。よろしく御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 放課後児童クラブ室の下城井の部分ですが。

○（ 君） 次の議案、関係ないよ。

○議員（4番 西畑イツミ君） ごめんなさい。

○（ 君） この議案に対する質疑よ。

○議員（4番 西畑イツミ君） 八津田の分ですが、太陽光発電の設置が今、50キロまで認められてると言われてるんですが、そこはどういうふうになってますか。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 福祉課、平塚でございます。

太陽光発電はこの計画では10キロということで、九電のほうは今、10キロ未満であればということで、応募がっております。その分で、この10キロ以上については契約はできないということで、厚生文教の説明のときにはもう解消されたというようなことでしたが、また帰って調べた結果、今、受付中の分について、要望があった分については回収したけど、新たな分については10キロ以上は認められないということで、一応、これは、10キロで試算をしておりますので、後日、契約変更になるものと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 町長にお尋ねします。

昨日の委員会では町長は所要のため欠席していましたので、町長にお伺いしたいことを聞けな
いままに終わっていますので、ちょうどいい機会なのでお聞きしたいと思います。

見てのとおり、町内の業者3社で一般競争入札。聞こえはいいんですが、一般競争入札に3社
しか参加できなかった理由があると思うんです。これについては制限があったと思うんですが、
決まり事です。

これは、きのう、課長に聞いたら、補助金をもらう対象の中にはそういう制限はないというこ
とを言っていましたので、建築の登録を持っている町内業者だったら何社いるかということで三十
数社いますと。その中で、最低限の条件の600点以上は十数社いますと言っていました。何
で3社だけの募集の仕方になるような形、3社で入札されるような形の入札の経過をとったのか、
それを説明願いたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、指名委員会のほうから話を聞いておりますけど、9社か
10社ぐらい入札参加資格のある業者が町内におるというふうに伺っておる。その中で3社しか、
募集したら応募がなかったということで。なぜ、ほかの業者が応募しなかったという形になれば、
主任、一般建築の現場管理人がほかのところに出て仕事をしているとか、いろんな状況があつて、
なかなか募集においでられなかったというふうな話を聞いておるところでございまして、基本的
には、5,000万を超えれば、一般競争入札というふうなことでしておりますので、それでい
ったということで、指名審査委員会のほうから私のほうに上申があつているところでございます。
以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 町長、それはおかしいんじゃないですか。

今、言ったのは、基準を決めていたわけでしょう。それは、十数社はいたと言ってますけれど
も。たまたま、主任技術者の配置ができないと、この点については、そういう業者もわかっ
ているとは思いますが。

自分も入札に参加したかったけど、応募できない形になっていると。何かと申しますと、とこ
床面積が200平米以上の、元請を最初は1年ぐらいやったと思うんですけど、10年以内に、
1年絞り込んだらいないんです、10年以内に、そういった仕事の経験のある業者と、契約書の
コピーからそれを証明できるものを添付して出さなければ、受け付けられないんです。

町長、御存じのとおり、大きな大型の事業はほとんど町外業者です。あるいは、個人の仕事で
もいいから、それだけに叶うものを元請として、落札して仕事をしていけば、権利を与えますと、

入札に参加する権利を与えますという条件なんです。これが条件つき一般入札、今回の条件なんです。

ところが、町長も御存じのように、この築上町に関して、とこ床、1階だけで200平米の面積を使う建物、建築物がこの10年間に何カ所出たんですか。それは地元の業者が本契約で落札したことはありますか。

ということは、特定の人以外は競争には参加できないという締めつけをしたとしかとられてないんです。でしょう。それで、緩めて10年にしたという、10年してもそれだけの仕事量がないんです。この地域には。

だから、いつも指名の入札、大手をとる時、いつも私、言いますけれども、仕事は地元の業者、みんなやってるんです。建築屋さんにも聞いたら、自分らでもできるとははっきり言ってます。この条件さえクリアできればと。クリアできない条件をつけてるわけでしょう。そのことが事前にはわかった時点で再検討して、訂正し直すなりして一般競争入札にしたんなら、まだ、わかるんです。

町長、町外業者は税金くれません。町内業者は税金も納めますし、1円でも町に入金する金を滞納してたら、指名願は受け付けられないでしょう。おたくたちは。

業者だけが仕事できなくなったら、例えば町長なら町長のところ、町長が業者で町長が潰れれば済むことでしょう。弁当持って仕事行けばいいでしょう。しかし、何人かの従業員を抱えているわけです、最低でも。その人たちには家族がいるわけです。ほとんど町内の人です。税金は取り損なわん、差し押さえても取るんです、あなた方は。

町内業者の育成をやらなきゃいけないと、常日ごろ言ってますけど、全然なっていないじゃないですか。600点以上あって、その条件さえつけなければ、十数社で、町内業者で指名競争入札して、五、六千万の工事、皆さん、できる。皆さん議員さんは、大手さんが推進の工事とか下水工事をとったときに、地元の業者がほとんど施工管理しているっていうのをみんな見ているんです、現場を。働いてる従業員、ヘルメット被っちょんのが誰かなと思ったら近所の人、「おお、元気しちょうか、やりようかな」というような感じでみんな挨拶するんです。

ただ、大手はとったらどうするかっていったら、現場代理人と主任技術者を連れてきて、例えば、給料35万あげようところを50万の計算して、金、持って帰る。そして経費として、1割5分か2割ぐらいをはねて、残りを現場で働く人たちにまくんです。

地元の業者は仕事がない、仕事量が少ないから、従業員を食べさせるために赤字を覚悟で仕事をもらうんです。頭から1割5分も、2割も、なくなるような仕事、赤字を出す可能性のある仕事を町がさせよんです、あなたが、町長。それで、町内業者の育成になりますか。そうでしょう。

その中で条件があるんです。この3社の中で、はっきり言うて、大洋建設さん、松山建設さん、山内工務店さんとありますけど、主任技術者の確保、2カ所できるところは、松山さんだけしか

ないんです。たまたま、松山さんがくじ引きで当たってますけど、当たったんです、1回目の入札で、当たってるでしょう。次の工事に入札、入ってます。

これ、大洋さんか山内さんがくじ引きをしとって、山内さんに今、くじを引いてますけど、山内さんが希望して当たったとしたら、次の入札、辞退です。松山さんと大洋さんと2社です。こんなばかな話あるんですか。それはまかり通るんですか、世の中。でしょう。次も仕事ありますよね。それはその仕事のと時の入札の契約案件のときに、私は指摘したいと思います。

だから、本当に町内業者の育成を考えているのか、どう考えているのか。もう、町内業者、やめてくれっちゅうのか、どっちか、町長、はっきり答え出してください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今回の分は、そういう形で入札を行ったと。今後はどうするかっていうのは、再度、検討しながらやっていこうと思ってます。

○議長（田村 兼光君） いいですか、西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 吉元議員に続きましてですけど、本当に条件つき一般競争入札という、町内に向けての入札、委員会するときにも副町長に聞きましたけれども、これはちょっと大き過ぎたかなというふうな話をしました。

でも、本当に、町の工務店さんたちが参加できるような条件にしてやらないと、何のために一般競争入札で、町内に落とそうかというふうな状況がわからない。常にコリンズとかああいうふうなところを評価の中に入れてあるけど、あれは公共事業やったらコリンズのほうに登録をして、そして、いろいろ、天下りの人たちを助けてやっているのか知りませんが、そういう情報をとってやっているじゃないで、民間の80坪の家を建てるといったら相当なものです、問題ありません。

その人たちがそういうふうには民間じゃたらコリンズを使うかっていったら使いません。だから、そういうふうな条件もある程度、この町ですよ、これが北九州市とか大都会で、それこそ、吉元議員の言うように何軒も何軒も200平米以上のものが建っているところだったら、参加業者、ばんばん手を上げてくるでしょうけども、この町ですよ。

だから、この町にそぐわないような条件つき一般競争入札はありえないんじゃないかなと思いますけど。

これからどうするのかお聞かせください。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 委員会で御説明しましたように、今回、同等の条件っていう200平米以上が厳しかったかなという指名委員会で議論いたしまして、今後、町内に関わる一般競争入札過ぎて、今までは同等の工事实績ということがありましたけど、西口議員が質問されましたよ

うに、やはり、町内の建築工事業者ができる範囲で、200平米の0コンマ6にするか、0コンマ5にするのか、また、指名委員会で検討しますが、町内業者で施工実績が、今度の児童クラブができるような実績であれば、そういうところまで平米数っていうか、係数の平米もあわせて勘案して、前向きに検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 実勢調査っていうのをやはりやってみて、それでやはり、この町内のこのぐらいのレベルじゃないと参加できないということは、やはり、執行権の侵害になるかもわからないので、やはりそのぐらいしてあげて、初めて執行部がよしよくやったと、町民の業者の皆さんとかみんなが思うと思うんです。

これは、これに関してじゃありませんけど、やはり、いろんな人から話を聞くと、この前、落札した業者がまた入ってる、また入ってる、また入ってるねという話を聞くんです。

それとか、忙しいときに設計の依頼をされて、災害があったときだけ言われて、それから全然、言われんから、そういうときは文書でお宅は入られませんよぐらいの説明してくれんかなと言うけど、それは俺に言うたって知らんよって言うのとるけど、一応、皆さんがそう思われてるということは確かです。

だから、ある一定の者じゃなくて、みんなに同じように、分け隔てなくしてあげるのが、やはり執行部の役目だと思いますので、これからそんなに仕事が山ほどあるわけじゃないし、そうなれば、それ相応の、皆さんに行き渡るように、これも同じですけども、民間の指名競争入札も、やはり同じように、同一の人たちばかりをたくさん入れるんじゃないで、やはり皆さんに10回入れば、みんな、10回入ってるよというふうなことも踏まえた中でのやり方をやっていただきたいなと思います。

○議長（田村 兼光君） 誰か答弁。答弁いらんか。（発言する者あり）いらんか。ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第87号について採決を行います。議案第87号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第88号

○議長（田村 兼光君） 日程第9、議案第88号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第88号工事請負契約の締結について。築城飛行場関連再編関連特別事業、下城井放課後児童クラブ室建築工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。平成26年11月14日提出、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第88号も先ほどの議案と同じく、工事請負契約の締結についてでございます。事業も同じく、米軍再編の予算を使って行うもので、下城井小学校に放課後児童クラブ室の建築工事ということで入札を行いました。

工事請負人が、町内の東築城134番地に大洋建設株式会社代表取締役川端秀文と契約をしております。請負金額が7,214万4,000円ということで、八津田より割高になっておりますけれども、八津田は下水が一応できておるんで、これにつないでおる。下城井の分は下水がない、というふうなことで、合併浄化槽等々につなげこむというようなことで、若干、割高になっておるところでございます。用地は下城井町有地に一応、建てるということになっておるございます。よろしく御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） この下城井放課後児童クラブ室の、この児童クラブに通ってる子供の数にしては少し大きな建物じゃないかと思うんですが、現在、何名、放課後児童クラブに通ってるんでしょうか。わかりますですか。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 福祉課、平塚でございます。

チアフルの学童の分を一応、八津田放課後クラブと下城井放課後クラブのほうに持って行くというような計画でございます。八津田小学校が現在、夏季で24名、夏休みが入ります。通年で18名。そして、葛城小学校が夏季のときには11名、通年は2名。下城井小学校は夏季のときは18名、通年は14名。上城井小学校は夏季のときは6名と、通年は1名というような数になっております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） いいですか。吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 町長、もう一度お尋ねしますが、これはさっきと全く同じ議案で別箇所ですよ。同じメンバーで入札してます。

数字の計算したらわかるように、87号についてはくじ引きになっている。これは、最低制限価格を2社が入れたと。やっぱり、もう1社は高く言ってますんで落札する意思がなかったと。意志がなかったと思うんです。だから高く言ってるんでしょ。最低制限価格を公表してるわけですから。

そのかわり、この案件については、そのもう1社が落札してます。談合とか談合やないとかそういうことを言ってるんやないです。談合があれば正式な情報があれば、ペナルティーを課せばいいことです。指名停止なり契約解除なりすればいいことです。しかし、こういった形の入札しかできないような状況をつくったことは事実なんです。ほかの業者もこう言ってるんです。3社でするんやったら、十何社あるんやから、してほしいと。

それと、これ法律で決まっちゃうわけですか。一般競争入札っちゃうか、公募型の入札に5,000万以上はそうせないかんちゃう、法律で決まっているわけじゃないんでしょう。築上町の指名委員会の中の内規で決めてるわけでしょ。どっちなんですか。これは国の法律か何かで決まっているんですか。どっちです。5,000万ちゃう制度は。

○議長（田村 兼光君） 八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 今回の吉元議員の質問ですけれども、築上町建設業と競争入札の基本要綱の第3条の中で、5,000万以上については上限つき競争入札を行うっちゃうことで、……。

○議員（9番 吉元 成一君） それは、何年から。

○財政課長（八野 繁博君） 築上町が……。

○議員（9番 吉元 成一君） そんなうそ言いなさんな。1億やった、最初。

○財政課長（八野 繁博君） 濟いません。最初は1億だったと思います。

それから、改正されて金額が落ちまして5,000万、ちょっと、年度については調べますけど。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） でですね、課長ね、町長が答えて、課長にお伺いしますけど。要は5,000万以上の請負契約については議会の承認が必要になって要るわけ。これは法的に必要になってます。だからかかるんです。

議員の皆さんは建設業とか、建設業者、建設事業に疎い人もいると思うんです。全く興味のない人もいます。そういう人たちは、近隣の市長がそういう方向でいくから、そういうことで、1億円やないで5,000万ぐらいでどうかという話になったら、やーやー言われても仕

方ないけん、もう5,000万にしとこうかという気持ちでやったんやないですか。そうでしょう。

例え、1億あろうと、何億あろうと、地元の業者が成功できるんだという自信あったら、やっぱり、地元業者育成のために権利を与えるべきだと、私はこのように考えるが、町長どうでしょうか、見解。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 完全にその技術力あれば、当然、私は入れていいと思うし、そのところを、今後の、ひとつ、検討課題ということで、緩和もひとつ考えながらやっていきたいとこのように考えております。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 何で、僕がそれを言うかということ、町長が選挙を応援してくれた人に偏った指名を組むんじゃないかとか、そういう言い方を、反対する人は言うんです、町民の中でも。あそこを干すんだとか。

しかし、結果を見たら、町長に全く反対している人も指名に入ってるんです、今回。次の案件に出て来るんですけど。落札しているんです。不公平なやり方、町長はやってなかったら、地元ができる仕事は地元で調達して、地元の人に技術力を上げさせて、相撲で言うたら土俵に上げてもらえんと相撲とれんわけですから。

業者の皆さんにも機会を与える。そして、ちゃんと守るべきことを守っていただいて、法律違反すれば罰則を与えるということで、毅然たる態度で、遠慮なく、そりゃ10億もありやできんかもわからんけど、ほとんどの何億かの仕事は、地元の業者が施工してます。

大手は最低制限価格でぶっ叩いてとって、くじ引いて当たったら、はいどうぞ、地元の皆さん片付けてください、言葉は悪いけど、稼ぎだけ取って知らん顔しとる。地元の皆さん、大手の仕事の下に入るばかりに赤字出しているんです。

皆さん、1回業者に聞いてみてください、執行部の方。みんな、それで悔やんでいるんです。よそに持って行くお金があったら、地元の皆さんがもう少し努力して、5%下げてでも、自分とこが落札しても仕事ができるんだと。今の状況やったら死ねちゅうのと同じだと。議員、どうか、仕事、議会で言ってもらえんかどうかと言われる。

ちょうどいい機会だから、きょう、言ってるんですけど。技術力はあると認める、出来るという範囲は、できるだけ地元で落として、それを議員の皆さんが談合したとか何とか情報が入れば、そりゃ反対するでしょうけども、地元の皆さんが頑張る努力することについて、議会で、決して、反対のための反対は私やたらしないと思います。

どうかひとつ、本当に、地元業者育成のために、口先だけじゃなく、前向きに検討していただ

きたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 指名委員長ですけれども、答弁しますけど、大前提としては建設業法がある。その下に、先ほど言いましたように、築上町工事等競争入札に関する基本要綱っていうのが前提として、国の法律と地方の要綱がありまして……。

○議員（9番 吉元 成一君） 副町長、もうそれ言いなんな。（ ）いけんことなる。

○副町長（八野 紘海君） その中で、入札、やっていると。その中で流れとしては今、指名競争入札から一般競争入札の方向に自治体としては流れて行ってます。

そういうような中で、先ほど答弁しましたように、要綱、条件つきという条件の中については、町内業者ができる、法令に反しない中で、町内業者が可能な限り、一般競争入札に参加できる形っていいですか、そういうことは、検討はしていきたいなと思ってます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 八津田と下城井の放課後児童クラブ室は予算のときから言ってますけれども、1坪100万円の建物となっております。これで、幾らか変わってくるかなと、設計して入札するわけですから、変わってくるかなと思ったら、そんなに変わってない状況で上がって来ておりますが、木造なんです。木造平屋建て、部屋があって、トイレが一般家庭よりもたくさんあるかなと思われるくらいの建物なんです。これに関して木材が高いとか、いろいろ、恐らく、説明のときには木材が上がりました、何が上がりましたというふうな話は受けました。

でも、この管理をする方側として、ここの管理は一体どなたがするんでしょうか。建物を建てるときの管理。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この議案が通ってからしか決めてないんで、基本的には設計業者をお願いする形になるかとは思いますが、そこのところはまだ決定はしておりません。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 役場としては、福祉課が担当になると思うんですが、やはり、木材もピンからキリまであるんです。高いものもあれば、安いものもある。同じひのきといっても、ひのきの1等からランクがずっとあるんです。だからその辺をよく、わきまえて、おたくだけ設計させて、それなりの、坪100万円分の建物を建てさせるわけですから、それなりの、やはり手抜きをされないような管理体制をとっていただきたいと、かように思います。いかがですか。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 福祉課、平塚でございます。

坪当たり100万というような話でございますが、この建築の中には、建築と太陽光、それと外溝を含めております。単純に、契約額で坪当たり単価を計算すると、それぐらいにはなりますが、建築だけを見ると、坪当たり単価は68万5,000円ですか、八津田が。下城井のほうは、下水の関係がありますので、ちょっと割高になっておりますが、86万6,000円というような坪当たり単価になります。

それと、設計の単価につきましては、これは防衛庁の補助金できるようにしておりますので、そんなに豪華な資材を使ってしておるといふことではありません。そのところは、防衛庁の許可を受けて、建築するということでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 100%補助。であれば聞きますけど、1円も（ ）ない。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 両方の建物で、再編交付金の8,000万ということで計画をしております。

以上です。

○議員（5番 西口 周治君） 持ち出しはない。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 持ち出しはあります。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。（発言する者あり）もう3回やった。

○議員（5番 西口 周治君） これで3回目。

○議長（田村 兼光君） やった。

○議員（5番 西口 周治君） 持ち出しはあるんだから、そういうふうに防衛省は防衛省が建てるんだからと言わないで、やはり、民間の家で、坪86万の家っていったら、どんな家ができるん。考えることあります。太陽光が載った家でも、今、そんなに高くないです。で、太陽光自体も、今はものすごく値段は下がって来ている。ただ、防衛省の単価を入れなきゃいけないから莫大な金額になってるちゅうだけで、その間の利益がふえるだけで。

だから、それが悪いとかは言っていない。ただし、それに見合うようなものと建てないと、一生懸命建てて、地元が見て、これ、何でここで言うかって言ったらこれ議事録に載せてもらいたい。坪100万の建物ということを出さんと。だって、みんなが建ててもらったよかった、よかったと言うけれども、それが幾らで建てているか、坪なんぼぐらいで建ちようのか、そういうことをわかってないんです。

だから、最終的にはこの建物は、町が建てた100万円の建物だねというふうな気持ちを持って、皆さんが使ってもらわなきゃいけないし、大事にしてもらわなきゃいけない。そのかわり、

建てる方側の人たちにもそれなりの技術力を持って、いいものを建ててもらいたい。だから、管理するほうをしっかりと管理してやってくださいと言う。だから、そうたいした木は使ってませんが、全部、外材でしたら、違うでしょう、値段が、ごろっと。

だから、国内産の、当然ながら、ここは、京築ひのきというのがあるんだから、杉、ひのきをふんだんに使った、いいものを使うとか、地場産をたくさん使いますよというふうな方針を持っていかないと、地場の林業だって、何だっただんだんすたるばかりやん。

それをここが助けてやらんと、民間の人たちはそんだけ助けきらんて。そんな金かけてまで家を建てて、地場のひのきを使って、何を使って、しきらんて。だから言ってる。だから、その辺は厳しく言って下さいねって言ってる。わかりましたか。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第88号について採決を行います。議案第88号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第88号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10. 議案第89号

○議長（田村 兼光君） 日程第10、議案第89号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第89号工事請負契約の締結について。防衛施設周辺民生安定施設整備事業。築上町一般廃棄物最終処分場第3期被覆施設増設工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。平成26年11月14日提出、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第89号は、同じく工事請負契約の締結についてでございます。防衛施設周辺民生安定施設整備事業、築上町一般廃棄物最終処分場第3期被覆施設増設工事についてでございますけれども、本案は一般競争入札ということで、公募をかけましたが、公募が全く

ありませんでした。

そういう形の中で、いままで町外業者大手、本町で工事したようなところ、それから本町で資格のあるところということで、一応、指名競争入札に切りかえました。一般競争入札しても公募がないというようなことで。

そういうことで、一応、町外の業者は指名しても技術者がいないとか、東北で今、全くこっちのほうに手が出せないとかいうふうなことで、全てが辞退という形になりまして、2社による競争入札になりました。その中でこれは上別府579番地1、株式会社ウエダ、代表取締役、山本倫太郎が落札をいたしまして、仮契約をいたしておるところであります。

請負契約金額は8,402万4,000円ということで、契約をいたしているところでございます。なお最終処分場は1期、2期、3期ということで、一応、2期までつくったのがもうすぐ満杯になるということで、もう1施設をつくらなきゃいかんということで、逼迫しておりますので、防衛庁で8条事業ということで申請をして許可が下りて、補助金、いただくということになりまして、施工することになったところでございます。よろしく御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 副町長にお尋ねしますが、公募がなかったのが指名競争入札に切りかえたと言われましたが、15社中13社も辞退するということはとても異常なことだと思うんです。先ほども吉元議員がおっしゃっておりますが、地元業者育成のために、地元業者が入札できるような方法を考えた上での、このやり方なんでしょうか。お尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 先ほどもお答えしましたように、建設業法及びうちの要綱、職に対して法令に違反しない範囲で、やはり、仕事はしなければなりません。その中で、5,000万以上につき、一般競争入札という形をとってまして、それについて、町内外を問わず、1,000点以上の業種で、一級監理技術者の資格を持った者を配置できることという形で、1,000点以上という形になりますと60社ぐらいあるんですか。それについても全く応募がなかったという形でございました。

そしてまた、これを点数下げても、1,000点から800点、700点に下げても、結果が余りじゃなかろうかなという指名委員会の思いの中で、要綱の中に但し書きっていうのがございまして、一般競争入札に該当する建設工事であって、特に急切を要するものについては、通常型の指名競争入札をすることができるという但し書きをとりまして、工期3月末に決まっておりますので、その指名競争入札をとってやったわけです。

先ほど、選考の内容については、町長が答弁したとおりでございます。そしてまた、話がちょ

っと長くなりますけど、2期工事、今回が3期工事ですけど、2期工事の場合に、ついても、1社入札しかなかったです。この、被覆工事については。そして、それについては2回やりましたけど、いずれにしても1社の応募があったということで、2回目も1社という形で、その1社と契約したという形で、この工事については、なぜかしら応札ちゅうのが少ない工事内容でございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） この工事は特殊な工事なんでしょうか。地元の業者ができるように、私は素人ですからわかりませんが、この図面を見たら、地元の業者でもできるような、ただ、5,000万円以上超えた場合は、いろんな基準があつて、それに地元の業者が対応できないとか、その中に入らないためにこういう結果になったと言われてるんだと思うんですが、そのところはどんなふうになってるんで、もう少しわかるように、教えていただきたいんですが。

○議長（田村 兼光君） 進環境課長。

○環境課長（進 信博君） 環境課長の進でございます。本件は特殊工事ということでなっております。1級建築施工管理技師を必ず常置させなければいけないという条件がございます。

この条件に基づいて、先ほどから答弁しておりますが、この人員が極端に少ないということで、指名した業者がこちらのほうに回せないという案件が多々ありまして、このような状態になっているということでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） そうすると地元業者の中には1級技術者がいないということで、こういう結果になったちゅうことですか。副町長答えてください。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 10社近くは、前の児童クラブと一緒に、10社近くは応募できる会社もあろうかとは思いますが。以上です。

ただ、その1級建築技術者に対して、この工事に対して配置することができなかったという形で、応札はしなかったんだらうと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 3回しか言われませんので、まとめて言います。それで、1回ということを行いますけど。まずは、今、西畑議員が言われた余りにも辞退者が多いという点につ

いて、町長、説明不足。

というのは、2社、地元の業者さんが入札に参加しました。これは間違いない。しかし、辞退している中にも地元の業者はいるんです。これは法的に、辞退は、決まりで辞退はしなければいけなかった。技術者の配置ができないんです。その前に1個とっておるから。そうでしょう。大洋さんところがとってるでしょう。

だから、意欲はあったんです。参加者を、応募できるときには参加して、説明の但し書き、ただし、専任の技術者はつけないかんということですから、その配置が1カ所しかできなかつただけ。だから、実数上、町内業者3社が入札する気持ちはあったと思うんです。しかし、たまたま放課後の関係の仕事で落札したから、大洋さんは辞退せざるを得なかったと、それははっきり、そういうふうに思います。

それと、最近の入札で、大手ゼネコンさんあたりを指名すると辞退者が多いんです。御存じのとおり。これは原因がどこにあるかということ、町長に考えたことがありますかと言いたいですけれども。

まず、東京オリンピックが決まって、関東のほうにその準備段階の仕事がたくさん出て、ゼネコンさん手一杯になってることは事実です。だから、築上町あたりの1億か2億の仕事に爪を伸ばすようなことはないんです。ましてや、今、世間で問題になっています暴力団の関係からのみかじめ料っていうんですか、そういったことの要求をされるから、北九州のドームかなんか、サッカー場か何かができるころは、ゼネコンさんは辞退して九電工とどっかのベンチャーでとつたと、新聞等にも書かれてましたよね。だから、九州の何十億の仕事するよか、仕事量少ないでも問題の起こらんところでしたほうが良いという考え方から辞退してる。

というのは、松山さんでも、大手ゼネコンやないです、地場大手でしょう。配置ができるんです。辞退するなり、この次、取りたい仕事があったときに指名から外されたら困るとか、応募におりられんやったら困るといふこともあると思うんですけど。そういった理由づけをして人員の配置ができなかつたと。できないと言うたら調べるわけいかんです。

だから、こういう形で、これ応募したわけでしょ、最初は。応募したら、なかつたら、これ指名組んだわけでしょ。指名組む場合はやっぱり、指名をする予定の業者に対して、もし、仮に入ったら、人員の配置できますかというぐらいのことは、問いただしてもおかしくないやないかと思うんです。

これ見たら、なんだ不自然な入札やなと思われるような入札になります。それと、地元の業者さんとか公募したときに応じなかつた理由にもう一つあります。材料が手に入らないらしいです。てことでしょ。なかなか手に入れにくいわけです。オリンピックの関係と思うんですけど。

それで、なかなかこの仕事について手をつけたくないというのが現状で、材料が入ればもうか

る仕事って言いよったです。でも、今の状態やったら入れきらんから、工期割ったりとか、町に迷惑かけるからできんということで公募に応じなかったという人もいます。

だから、そこの辞退した理由はあくまで、専任技術者がつけられないという、相手は言い逃れでしょうけど、こういったところについては、1回、公募やけん、難しいかもしれませんが、辞退させるくらいに、今度はこっちからあんだのところ、遠慮してくださいというぐらいの方法をとる方法も考えていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 今回もそうですけど、鉄骨鉄筋コンクリートづくりで建築面積1,000平米、途中、管理技術者も置かなければいけないという条件がありますんで、そこは、1,000平米という鉄骨鉄筋づくりで、1,000平米っていうのは、なかなか町内業者で施工経験っていうのがないんでしょう。

そこは、今後、この仕事に対して、町内業者ができるであろう、可能であろうと。可能であるならば、この一般競争の条件についての条件を下げ、やれることはないのかっていうことは指名委員会で検討はしていきたいなと思ってます。

極力、今、吉元議員が言いましたように、東日本大震災、東京オリンピック等々で技術者・人材不足、鉄骨不足等で全ての部分が関東のほうに流れていくという状況で、それプラス物価が上がるという条件もありますので、そこら辺は充分、勘案してやっていきたいなと思ってます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 入札制度を見てわかるように、最低制限価格を公表していますが、前回の椎田の放課後児童施設については、同札で、くじ引きになってますよね。最低制限価格でいってよと。これは幾らか余しておくんですよね。競争しておるけど最低制限価格失格になる寸前まではいってないんです。ということは、この仕事はもうからんちゅう。だから、地元の業者さんも資格はあっても公募に参加しなかった。

やっぱり今、物価も上がってますし、建設に関しては、業者さん、みんな嘆くのは、昔はよかったと。今は、もう、下請けでもしたら大変だというような状況ですから、やっぱり考えて、見積りの際にこれじゃあ合うか、合わんか、やっぱり専門的な人と相談しながら、今後、要らん金を出す必要なんですけど、必要とするものについては、やっぱり上乘せをしてあげるようなことをしないと、喜んですっ飛んできて、この築上町の田舎に来て、ゼネコンさん、仕事をしないと、今後は考えてやっていただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。はい、塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） はい。先ほど、この契約案件についていろいろ、これは指名競

争になったわけですけど、条件つきっていうことで、先ほどから1級技術者という形でよく言われてるんですけど、非常に建設関係は、私は疎いんで教えていただきたいんですけども。

書類的に1級技術者をチェックして入札参加という形になるんでしょうけども、実際、現場が始まりだしてから、技術者が本当にそこにちゃんといるのかというチェック的なことは行っているのでしょうか。行っているかいらないか。それから、もしそこで、そういう技術者の方がいなかった場合には、どのような形になっていくのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 児童クラブも被覆工事も施工管理という形で設計業者さんに委託をいたします。そういうことで、その設計業者さんが施工管理も最初から最後まで管理していますので、そこがチェックしていると思います。

もちろん職員も、その施工スケジュールとか、全般的なスケジュール立てるときとか1週間単位で施工管理、そういう会議にも職員は出席していきますので、そこでチェックをしてると思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） もう一度、お尋ねします。役場の担当がどこになるかわかりませんが、その職員がそういったチェックをしているのか、そして、もしいなかったら、どうなるのかお尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 設計業者に委託管理、施工管理委託をしますので、そこできちんと管理、お金払ってやっていますので、そこはきちんとやっていると思います。

もし、できなかったときはどうするかっていうことは頭の中にはございませんし、そういうこととはないと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） あのですね、委託したからいないわけにはいかないんですけど、現場、動いてるときに技術者がいなかった場合、建設業法的にどうなるんですかってことを聞きよるんです。わかりますか。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 必ずおると思います。

以上です。（発言する者あり）

○議長（田村 兼光君） ちょっと、待って。もうちょっと、同じ言うんやったらわかりやすく言

わないかんよ。

○副町長（八野 紘海君） はい。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、管理者がいなければ仕事をさせられんわけです、基本的には。だからこれは、一応、町は委託してあると、管理を。しかし、その管理者がないよって報告がなければ、私どもはおるということで認定をしております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第89号について採決を行います。議案第89号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第89号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで、平成26年第2回築上町議会臨時会を閉会します。

午前11時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員